

ルコニー等へ避難して下さい。

なお、パーテーション・垂直避難口及びその付近に物を置くことは消防法上からも禁止されておりますのでご注意下さい。

ご入居後、「消防計画」により『自衛消防隊』を編成して頂きますのでご協力をお願い致します。

(5) 日常のゴミの処理

堺市ではゴミの種類により収集の日程が決まっております。堺市よりの配布されるパンフレットをご参照頂き、決められた収集日に決められた方法で出すようにして下さい。

(ゴミ収集についてのお問合せは堺市役所環境事業部業務課0722-33-1101まで)

『ゴミ捨てについての諸注意』

- (イ) ゴミは収集日の当日朝8時半までに、決められたゴミ置き場まで各自で出して下さい。
 - (ロ) 天ぷら油等は、流しに流さないで、新聞紙等にしみ込ませて、決められた日に出して下さい。
 - (ハ) ビールや日本酒、洋酒等のビン、は酒屋で引きとってもらいましょう。
他のジュース、清涼飲料水、しょう油、ソース、食用油等のビンは購入先の店に返すか、持ち帰ってもらって下さい。
 - (ニ) 引越による一時多量のゴミ処理は、市は収集いたしません。管理事務室へお問合わせ下さい。大量収集を業者に依頼する場合、管理費より徴収します。
 - (ホ) 耐久消費材（冷蔵庫・テレビ・家具等）を買い替えた場合は、古い方は業者に持ち帰らせて下さい。
 - (ヘ) 定められた日時・場所を厳守して下さい。早期深夜の持ち込みは、蚊、ウジ虫の発生、臭気の発散、ゴミの散乱等、他人の迷惑となりますので行わないで下さい。
 - (ト) 古新聞古雑誌、空カン、空ビン、等の再生資源はできるだけ資源回収等に出すようにしてください。
- (6) 清掃
- (イ) 敷地及び建物の共用部分の清掃は、清掃員が適宜行いますが、皆様も玄関周り（玄関前廊下、玄関ドア、メーターボックス、面格子等）の清潔保持にご協力下さい。
 - (ロ) 住居内の清掃に際しては、玄関やバルコニー（溝以外）には水を流さず、モップ、雑巾等で拭いて下さい。防水加工は浴室のみです。誤って水を流したり、こぼしたときは、すぐに拭き取って下さい。
- (7) 排水
- (イ) 台所、洗面室、浴室の排水トラップには目皿を入れ排水管が詰らないようにしてありますが、固形物や熱湯を流さないように注意して下さい。また台所でのディスポーザーのご使用は排水管の詰まりの原因になりますのでやめて下さい。
 - (ロ) 浴室のトラップ、流し台の目皿、ゴミ入れ等は、排水を良くするため常に掃除をして下さい。また、流し台のシンク、洗面化粧台、洗濯機用水栓から床へ水が溢れないようにご注意下さい。
 - (ハ) トイレでは、水溶性のトイレットペーパー以外のものは、絶対に流さないで下さい。水洗は十分な水量を流して下さい。水量が少ないときは、汚物の放流が悪く污水管の詰り、悪臭発生の原因となりますのでご注意下さい。
なお、機能に障害がおきますから、塩酸等の薬物やオムツ等の異物を流さな